

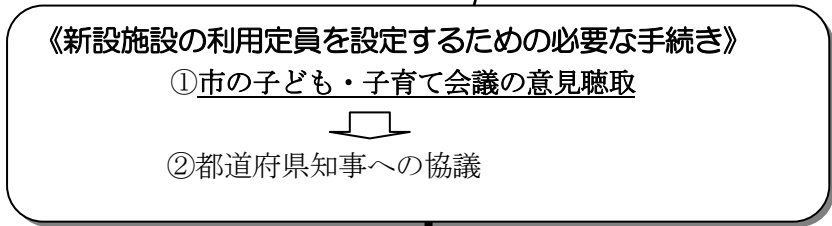
施設・事業の確認の手続きについて

1 確認の手続きとは

○子ども・子育て支援新制度における給付は、利用者への直接給付ではなく、市町村から施設や事業者を支払う仕組み（法定代理受領）とされ、施設等が法定代理受領するための『**適格性**』を有しているかを市長が「**確認**」する。（実施時期：平成27年2月中を予定）

2 「適格性」を確認するための主な基準

区 分	項 目
施設運営・事業運営にあたって遵守すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応諾義務（受入拒否の禁止） ・ 子どもの適切な処遇（虐待禁止） ・ 運営規程の策定 ・ 秘密保持 ・ 非常災害対策 ・ 苦情解決 ・ 事故防止及び事故発生時の対応 ・ 記録の整備 など
利用定員に関する基準	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> ・ 利用定員 </div>



○利用定員の設定における考え方

- ・ 認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づき、市町村の確認の手続きの中で設定
- ・ 全国一律の基準設定なし
- ・ 利用定員は認可定員に一致させることを基本
- ・ 恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定
- ・ 直近の実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえて適正に設定

3 確認を行う対象施設

○新設の施設（予定）

- ・ 私立保育園 …… 2園（東城保育園、下門前保育園）

※既設の認可施設は、みなし確認となり、市で確認を行う。

○みなし確認となる既設の認可施設

施設種別	確認数
公立保育園	43園
私立保育園	16園
幼保連携型認定こども園	2園
公立幼稚園	1園
私立幼稚園	1園
合 計	63園